【表紙】

【発行登録追補書類番号】	29－関東186－１
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年１月12日
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　青柳　俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町２丁目１番２号
【電話番号】	（０４３）２４３－２１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長　　神田　泰光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町２丁目３番３号　堀留中央ビル５階
【電話番号】	（０３）５６９５－１５１１（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　石川　和雄
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【今回の募集金額】	一般募集　　12,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年10月21日
効力発生日	平成28年10月29日
有効期限	平成29年10月28日
発行登録番号	28－関東186
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額　12,000,000,000円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
－	－	－	－	－
実績合計額（円）		なし	減額総額（円）	なし

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　12,000,000,000円

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　－円

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町２丁目３番３号　堀留中央ビル５階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社千葉興業銀行　第１回第六種優先株式（以下「第１回第六種優先株式」といいます。）	600,000株	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数　100株 第１回第六種優先株式に係るその他の内容につきましては、（注）３をご参照ください。

（注）１　平成28年12月28日開催の取締役会決議（以下「発行決議」といいます。）によります。

２　当行は、第１回第六種優先株式と異なる種類の株式として、普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第１回ないし第10回第五種優先株式（以下「第五種優先株式」と総称します。）、第２回ないし第10回第六種優先株式及び第１回ないし第５回第七種優先株式（以下「第七種優先株式」と総称します。）についての定めを定款に定めております。普通株式並びに第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第２回ないし第10回第六種優先株式及び第七種優先株式の単元株式数は、第１回第六種優先株式と同数の100株であります。

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第２回ないし第10回第六種優先株式及び第七種優先株式については、いずれも、当行が剰余金の配当を行うときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うこととされています。また、当行が残余財産を分配するときは、当該優先株式を有する優先株主に対し、普通株主に先立ち、一定の金銭を支払うこととされています。第四種優先株式及び第五種優先株式には、当該優先株式を有する優先株主が当該優先株式と引換えに普通株式の交付を当行に請求することができる取得請求権が付されており、第四種優先株式、第五種優先株式、第２回ないし第10回第六種優先株式及び第七種優先株式には、当行が金銭と引換えに当該優先株式を取得することができる取得条項及び当行が普通株式と引換えに当該優先株式を一斉取得する旨の取得条項がそれぞれ付されています。また、第二種優先株式には、当行がいつでも買入消却することができる取得条項が付されています。

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第２回ないし第10回第六種優先株式及び第七種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します。これは、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勘案して、法令等に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしたものです。

第五種優先株式及び第２回ないし第10回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならないとされております。

３　第１回第六種優先株式の内容は以下のとおりです。

（ア）第１回第六種優先期末配当金

(1) 第１回第六種優先期末配当金

当行は、当行定款11条の定めに従い、第１回第六種優先株式の期末配当金（以下「第１回第六種優先期末配当金」という。）を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第１回第六種優先株式を有する株主（以下「第１回第六種優先株主」という。）、第１回第六種優先株式の信託受託者（以下「第１回第六種優先信託受託者」という。）又は第１回第六種優先株式の登録株式質権者（以下「第１回第六種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）、普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第１回第六種優先株式１株につき、第１回第六種優先株式の１株当たりの発行価格相当額に年率2.75%を乗じて算出した550円（ただし、第１回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第１回第六種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対しては、第１回第六種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第１項第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（イ）残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、第１回第六種優先株式１株につき、第１回第六種優先株式１株当たりの発行価格相当額（ただし、第１回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第１回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第１回第六種優先期末配当金相当額

第１回第六種優先株式１株当たりの経過第１回第六種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第１回第六種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

（ウ）議決権

第１回第六種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第１回第六種優先株主は、(ⅰ)各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第１回第六種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第１回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、(ⅱ)第１回第六種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（エ）金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成34年３月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者又は第１回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から２週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第１回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる第１回第六種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第１回第六種優先株主に対して交付するものとする。なお、第１回第六種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第１回第六種優先株式の取得と引換えに、第１回第六種優先株式１株につき、第１回第六種優先株式１株当たりの発行価格相当額（ただし、第１回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第１回第六種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記(イ)(3)に定める経過第１回第六種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第１回第六種優先期末配当金相当額を計算する。

（オ）普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、第１回第六種優先株式の全てを、平成39年１月４日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第１回第六種優先株式を取得するのと引換えに、各第１回第六種優先株主に対し、その有する第１回第六種優先株式数に第１回第六種優先株式１株当たりの発行価格相当額（ただし、第１回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第１回第六種優先株

式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、平成29年１月12日の当行普通株式の終値（584円）に0.5を乗じた金額である292円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

① 第１回第六種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \dfrac{\text{１株当たり払込金額}}{}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ⅰ）下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価（下記③(ⅰ)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ⅱ）株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

（ⅲ）下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る価額（下記④に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)及び(ⅴ)ならびに下記③(ⅳ)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本①又は下記②と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する１株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

（ⅴ）取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される１株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)又は(ⅳ)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記⑤に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。

（ⅵ）株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

② 上記①(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

③ （ⅰ）下限取得価額調整式に使用する「１株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。

（ⅱ）下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

（ⅲ）下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記①(ⅰ)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記①及び上記②に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記①(ⅳ)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記①(ⅳ)(b)に基づく調整に先立って適用された上記①(ⅲ)又は(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

（ⅳ）下限取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記①(ⅰ)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記①(ⅱ)及び(ⅵ)の場合には０円、上記①(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額（ただし、(ⅳ)の場合は修正価額）とする。

④　上記①(iii)ないし(ⅴ)及び上記③(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

⑤　上記①(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記③(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

⑥　上記①(ⅰ)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記①(ⅰ)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

⑦　下限取得価額調整式により算出された上記①柱書第２文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切捨てる。）を使用する。

（カ）譲渡制限

(1) 第１回第六種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

(2) 第１回第六種優先株式に対して金融商品取引法27条の２第６項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第１回第六種優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるときには、取締役会が上記(1)に定める承認をしたものとみなす。なお、相続により第１回第六種優先株式を取得するときには、上記(1)に定める承認を要しない。

(3) 取締役会は、第１回第六種優先株式の譲渡による取得について、代表取締役に対して、取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を委任する。

（※）　取締役会が定める「一定の基準」は以下の通りである。
代表取締役は、下記①ないし④の場合には、第１回第六種優先株式の譲渡による取得を承認するものとし、下記①ないし④に該当しない場合には、別途取締役会において当該譲渡による取得を承認する旨の決定がない限り、当該譲渡による取得を承認しないものとする。

①　第１回第六種優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引き受けた第１回第六種優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合

②　第１回第六種優先株主について、清算手続（会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該第１回第六種優先株主の保有に係る第１回第六種優先株式が譲渡される場合

③　日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である第１回第六種優先株主がその保有に係る第１回第六種優先株式を譲渡する場合

④　上記②もしくは③の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した第１回第六種優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合

（キ）株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第１回第六種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第１回第六種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

（ク）優先順位

第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

（ケ）法令変更等

法令の変更等に伴い第１回第六種優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

（コ）非上場

第１回第六種優先株式は、非上場とする。

（サ）その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

４　第１回第六種優先株式の募集（以下「一般募集」といいます。）に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　ロックアップについて」をご参照ください。

２【株式募集の方法及び条件】

発行決議において決定された引受価額にて、後記「３　株式の引受け」欄に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受価額は会社法上の払込金額と同額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当行に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当行は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

（１）【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	―	―	―
一般募集	600,000	11,520,000,000	5,760,000,000
計（総発行株式）	600,000	11,520,000,000	5,760,000,000

（注）１　全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２　発行価額の総額は、引受価額（会社法上の払込金額と同額）の総額であります。

３　資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額（引受価額の総額）から増加する資本金の額（資本組入額の総額）を減じた額とします。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
20,000	19,200	19,200 （注）１	9,600 （注）２	100	自　平成29年１月13日 至　平成29年１月27日	20,000 （注）３	平成29年 １月30日

（注）１　払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、「２　株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と、引受価額及び会社法上の払込金額とは異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

２　資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は9,600円（増加する資本準備金の額の総額5,760,000,000円）と決定いたしました。

３　申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

４　株式受渡期日は、平成29年１月31日であります。

５　申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

（３）【申込取扱場所】

後記「３　株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社千葉興業銀行　本店	千葉市美浜区幸町２丁目１番２号

（注）　上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

３【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	550,000	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番６号	50,000	
計	－	600,000	－

（注）１　当行の主幹事会社であるみずほ証券株式会社は、他の引受幹事会社より引受額、手数料及び報酬等が少なくない主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第147条第３号）にあたります。そのため、当行及びみずほ証券株式会社は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に適切に関与する引受会員（金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下「独立引受幹事会社」という。）を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1)	当行と主幹事会社との関係の具体的な内容	当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行の持分法適用会社となっております。また、当行の主幹事会社であるみずほ証券株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子法人等に当たり、当行の親法人等となります。そのため、一般募集に係る株式は、親法人等又は子法人等が関与する行為の制限（金商業等府令第153条第１項第４号ニ）となる株券等に該当します。
(2)	独立引受幹事会社	岡三証券株式会社
(3)	主幹事会社が発行条件の決定に当たり当行から影響を受けないようにするためにとる具体的な措置の内容	具体的な措置の内容は以下のとおりです（日本証券業協会が定める「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「本規則」という。）第９条第２項）。 ・当行及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること ・独立引受幹事会社に主幹事会社が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること ・独立引受幹事会社を本株式の本規則第２条第11号に定める発行価格等（本(3)において以下同じ）の決定に関与させ、主幹事会社が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること ・発行価格等の決定は、本規則第９条第２項第４号の要件に従い行うこと ・当行の発表資料等において、当行の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした旨等を公表すること
(4)	発行条件の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式に準じた方式によって決定しております。詳細は「募集又は売出しに関する特別記載事項　１　第１回第六種優先株式を発行することの必要性及び相当性について」をご参照下さい。

２　当行は、上記引受人と、平成29年１月12日付で、一般募集に関する元引受契約を締結いたします。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
11,520,000,000	90,000,000	11,430,000,000

（注）1　払込金額の総額は、第１回第六種優先株式の新規発行に際して当行に払い込まれる引受価額の総額であります。

2　発行諸費用の概算額は、第１回第六種優先株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3　引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

差引手取概算額11,430百万円については、平成25年１月に発行した第四種優先株式の取得原資の一部（上限9,852,735,000円）に充当する予定です。

また、差引手取額と第四種優先株式取得額との差額につきましては、平成29年３月末までに、全額を貸出金等の一般運転資金に充当する予定です。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１　第１回第六種優先株式を発行することの必要性及び相当性について

当行は、営業基盤とする千葉県経済の成長に合わせた顧客基盤の拡大及び収益の多角化を図るための業容拡大に対応するため、自己資本の充実を目指しておりますが、平成25年１月に発行した第四種優先株式が金銭対価による取得条項の行使機会が限定されていることを考慮し、今般発行する第１回第六種優先株式の調達資金の一部を第四種優先株式の一部取得のための資金に充当することによって、第四種優先株式に係る普通株式対価の取得請求権の行使可能期間が開始する前に計画的に第四種優先株式の一部を償還することが、当行普通株式に係る希薄化防止と配当負担の軽減による当行財務基盤の維持・向上に資すると考えております。

また、既存普通株主の株式価値の希薄化を一定程度回避しつつ、資本の維持・向上を図る観点から、発行時点で普通株式の発行株式数が増加しない資本調達手段として、かかる特徴を有する第１回第六種優先株式の発行を選択しております。

さらに、第１回第六種優先期末配当金の額に係る仮条件の決定に際しては、当行から独立した第三者機関に依頼し価値算定書を取得しており、かかる価値算定書に基づいて設定する上限配当利回り以下の水準に当該仮条件を設定しております。そして、第１回第六種優先期末配当金の額の決定にあたっては、当該仮条件を提示した上で、日本証券業協会の定める有価証券の引受等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式に準じた方式による需要状況等を勘案の上、決定しております。

２　ロックアップについて

一般募集に関連して、当行は、平成29年１月12日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、第１回第六種優先株式もしくは当行のその他の種類の株式（以下「当行株式」といいます。）、当行株式に転換もしくは交換されうる有価証券又は当行株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割に伴う新株式発行等を除きます。）を行わない旨をみずほ証券株式会社と合意しております。なお、みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

３　自己株式の取得及び消却について

当行は、平成28年12月28日開催の取締役会において、会社法第459条１項１号の規定による当行定款第16条第２項の定めに基づく会社法第156条第１項及び同第157条第１項に掲げる自己株式の取得に関する事項及び取得価格等の決定並びに会社法第178条に基づく自己株式の消却の決定を行っております。具体的には、平成29年１月31日を申込期日として、第四種優先株式1,900,000株につき、第１回第六種優先株式が発行されることを条件として、取得価額の総額9,852,735,000円で自己株式取得（全第四種優先株主に対して通知又は公告して行う当該株主との合意による有償取得）を行うことを決議しております。また、第四種優先株式の自己株式取得がなされることを条件として、取得した第四種優先株式の全てを、同株式の取得日に消却することを決議しております。

４　資本金及び資本準備金の額の減少

当行は、平成28年12月12日開催の取締役会において、第１回第六種優先株式発行の払込期日（平成29年１月30日）を効力発生日として、資本金60億円（ただし、第１回第六種優先株式の発行により増加する資本金の額がこれを下回る場合は当該金額）及び資本準備金60億円（ただし、第１回第六種優先株式の発行により増加する資本準備金の額がこれを下回る場合は当該金額）を減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しておりますが、平成28年12月28日開催の取締役会において、第１回第六種優先株式の発行により増加する資本金の額は57億６千万円、第１回第六種優先株式の発行により増加する資本準備金の額は57億６千万円と決定したことから、当該金額が増加する場合には、第１回第六種優先株式の発行により資本金57億６千万円及び資本準備金57億６千万円をそれぞれ減少し、その金額をその他資本剰余金に振り替えることとなります。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当行のロゴ ちば興銀 を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

［第１回第六種優先株式への投資に際しての主な留意事項］

第１回第六種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）が発行される場合に、本優先株式に投資するにあたって投資家が特に留意すべきと思われるリスク要因その他の事項については、以下のとおりであります。ただし、本優先株式の詳細は今後の当行取締役会にて決定される予定であり、今後の当行取締役会にて決定される本優先株式の詳細に従い、投資家が特に留意すべきと思われるリスク要因その他の事項は修正及び追加がなされることが予定されております。また、以下に記載されるリスク要因その他の事項は本優先株式に関する全てのリスクその他の留意事項を網羅するものではありません。

１．本優先株式は、預金ではありません。

２．譲渡制限について

本優先株式には譲渡制限が付与されており、譲渡に際しては当行取締役会による承認が原則として必要となりますが、以下に掲げる場合には譲渡に際しての当行取締役会の承認は不要となります。

(1) 本優先株式に対して金融商品取引法27条の２第６項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、本優先株式の受渡しその他決済による譲渡が行われるとき

(2) 相続により本優先株式を取得するとき

(3) 取締役会によって承認権限を委任された代表取締役が、取締役会が定める一定の基準に従って、承認するとき

（※） 取締役会が定める「一定の基準」は以下の通りです。

代表取締役は、下記①ないし④の場合には、本優先株式の譲渡による取得を承認するものとし、下記①ないし④に該当しない場合には、別途取締役会において当該譲渡による取得を承認する旨の決定がない限り、当該譲渡による取得を承認しないものとします。

① 本優先株式の募集に係る引受契約に従い引受証券会社が引き受けた本優先株式を当該引受証券会社が譲渡する場合

② 本優先株式の株主について、清算手続（会社法に基づく清算手続又は特別清算手続を含む。）が開始された場合、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定を受けた場合、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた場合、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた場合に、当該株主の保有に係る本優先株式が譲渡される場合

③ 日本銀行又は財務局により「災害被災地域の金融機関等に対する特別措置の要請」がなされた場合に、被災者である本優先株式の株主がその保有に係る本優先株式を譲渡する場合

④ 上記②もしくは③の基準に従って行われる代表取締役による譲渡承認又は取締役会による譲渡承認に基づき引受証券会社が取得した本優先株式につき、当該引受証券会社が第三者に譲渡する場合

なお、本優先株式の譲渡に関するリスクについては、後記「３．流動性に関するリスク」の記載もご参照下さい。

３．流動性に関するリスク

本優先株式はいかなる金融商品取引所にも上場されないため、本優先株式に係る流通市場は確立されておらず、本優先株式の株主は譲渡先との間で条件等の合意ができなかった場合には本優先株式を売却することはできません。なお、当行や引受証券会社が本優先株式の譲渡の斡旋等をすることはありません。また、本優先株式には譲渡制限が付されているため、本優先株式を第三者に譲渡するためには、一定の場合を除き、当行の承認が必要となります。したがって、金銭対価取得（後記７．に定義します。）又は普通株式対価取得（後記８．に定義します。）以前において、本優先株式の売却による中途換金が困難となる可能性があり、仮に本優先株式を売却することができたとしても、その売買価格は当初の投資元本を著しく下回る可能性があります。

４．価格変動に関するリスク

本優先株式の価格は当行の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価や市場金利等の変動、本優先株式の需給状況、本優先株式の配当の支払い状況、当行普通株式の市場価格等により変動します。また、本優先株式はいかなる金融商品取引所にも上場されないため、流通市場を通じた適正な価格形成を期待することはできません。したがって、本優先株式を譲渡する場合には、その売買価格は当初の投資元本を著しく下回る可能性があります。

５．当行の信用に関するリスク

当行が倒産等の事態に陥った場合、本優先株式について配当や残余財産の分配が十分になされず、本優先株式の投資元本を回収できない可能性があります。

６．本優先株式の配当に関するリスク

当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や当行においてその株主に分配可能な剰余金が不足する又は存在しないことにより、ある事業年度における本優先株式の配当が、本優先株式配当金額を下回る金額で行われるか、配当が全く行われない可能性があります。また、ある事業年度において支払われる本優先株式の配当の金額が、本優先株式配当金額に達しない場合であっても、その不足額は翌事業年度以降には累積せず、また、ある事業年度において、本優先株式配当金額を超えて本優先株式について配当が支払われることはございません。

７．金銭を対価とする取得条項に関するリスク

当行は、平成34年３月１日以降、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第１回第六種優先株主、第１回第六種優先信託受託者、又は第１回第六種優先登録株式質権者に対して、取得日から２週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、当行の任意により金銭を対価とする取得条項の行使（以下「金銭対価取得」といいます。）をすることができます。かかる金銭対価取得は、当行においてその株主に分配可能な剰余金が存在する場合にその限りにおいて行われます。また、かかる金銭対価取得がなされた場合には、本優先株式の保有者は取得の対価として「第１　募集要項　１　新規発行株式　注３（エ）(2)」に定める金銭を受領することとなりますが、その結果として投資家は予定した将来の配当収入相当額を得られなくなり、その時点で再投資したときに、予定した配当利回りを達成できない可能性があります。さらに、金銭支払いの事務手続き等により、取得の対価である金銭が投資家に交付されるまで、取得日から一定程度の時間を要する可能性があります。なお、金銭対価取得は、当行が任意で行うことができるものであり、本優先株式の株主が会社に対して金銭対価取得を求めることができるものではありません。したがって、当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や分配可能な剰余金の不足等に伴い金銭対価取得が行われない場合があります（金銭対価取得が行われない場合のリスクについては、下記「８．普通株式を対価とする取得条項に関するリスク」をご参照ください。）。

８．普通株式を対価とする取得条項に関するリスク

当行の財務状況悪化による自己資本比率の低下や分配可能な剰余金の不足等に伴い金銭対価取得が行われない場合には、当行は、平成39年１月４日をもって、当行普通株式を交付することによりその時点で残存している本優先株式の全てを取得することとなります。かかる普通株式を対価とする取得条項の行使（以下「普通株式対価取得」といいます。）に際して交付される当行普通株式の数には、平成29年１月12日に開催の当行取締役会において定めた下限取得価額に基づき上限が設定されているため、普通株式対価取得時の当行普通株式の時価次第では投資家が受領する普通株式の価値が本優先株式の発行価格相当額を下回る可能性があります。また、当行普通株式の時価の下落により、普通株式対価取得の結果として当行普通株式の交付を受けた投資家が損失を被る可能性があります。

９．議決権がないことに関するリスク

本優先株式の株主は、優先配当が無配となる等の一定の場合を除き、議決権を有しません。したがって、本優先株式の株主は、株主総会決議を要する一定の事項の決定に関し、自己又は本優先株式の株主全体の利益を図るために当行の株主総会において議決権を行使することが、原則としてできません。当行の株主総会の議決権を付与される普通株式の保有者により、取締役の選任その他の株主総会決議事項において、第１回第六種優先株主の意図に反する決議が行われる可能性があります。

10．希薄化のリスク

当行は、本優先株式と同順位又はこれに優先する権利を有する株式を発行することができます。かかる種類の株式が新たに発行された場合、本優先株式に分配されうる利益が減少するなど、本優先株式の経済的価値が希薄化する可能性があります。

11. 課税上の取扱い

本優先株式は非上場株式であるため、税務上の取扱いは上場株式とは異なります。また、本優先株式の課税上の取扱いは、現行税制上以下のとおりと考えられますが、将来において課税上の取扱いが変更される可能性があります。なお、取扱いの詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。現行の税制において、本優先株式の課税上の取扱いは概ね以下の通りです。

・個人のお客さまに対する課税は、以下によります。

(1) 非上場株式は、特定口座やＮＩＳＡ口座、ジュニアＮＩＳＡ口座に受入れることはできません。

(2) 非上場株式の配当金は、その支払いの際に税率20.42%（所得税及び復興特別所得税20.42%、住民税なし）による源泉徴収が行われたうえ、総合課税の対象となります。ただし、少額配当（＝１回の支払配当金が、10万円×配当計算期間の月数÷12により計算した金額以下のもの）については、所得税に限り申告不要を選択することができます（住民税については申告が必要）。なお、総合課税の配当所得として申告する場合は、配当控除の適用を受けることができます。

(3) 非上場株式の譲渡により利益が生じた場合は、一般株式等の譲渡所得等として税率20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税５%）による申告分離課税の対象となります。なお、損失が生じた場合は、他の一般株式等の譲渡益と通算することはできますが、上場株式等の譲渡益と通算することはできません。

・法人のお客さまに対する課税は、以下によります。

(1) 非上場株式の配当金は、その支払の際に税率20.42%（所得税及び復興特別所得税20.42%、住民税なし）による源泉徴収が行われたうえ、益金に算入されますが、原則として、受取配当等の益金不算入の適用対象となります。

(2) 非上場株式の譲渡により利益又は損失が生じた場合は、益金又は損金に算入されます。

・一斉取得条項による普通株式への転換

本優先株式が強制的に普通株式に転換された場合には譲渡益は発生せずに、本優先株式の取得費が普通株式の取得費として引き継がれます。一方、転換時に普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合には譲渡損が発生する可能性があります。

・金銭対価の取得条項

金銭対価の取得条項に基づき、本優先株式を取得するのと引換えに当行から金銭が交付される場合、当該金額はみなし配当及び本優先株式の譲渡収入として扱われます。当該金額のうち、本優先株式に係る資本の払戻しに相当する金額を超える部分はみなし配当として扱われ、配当と同様に課税されます。また、本優先株式に係る資本の払戻しに相当する部分は、本優先株式の譲渡収入として取り扱われ、当該金額と本優先株式の取得価額の差額が、原則として本優先株式に係る譲渡損益として取り扱われます。

・相続税評価額

税法上、本優先株式に関しては、その相続税評価額の取扱いを明確に規定したものはありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第94期（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）　平成28年６月28日関東財務局長に提出
事業年度　第95期（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）　平成29年６月30日までに関東財務局長に提出予定

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第95期第１四半期（自　平成28年４月１日　至　平成28年６月30日）　平成28年８月10日関東財務局長に提出
事業年度　第95期第２四半期（自　平成28年７月１日　至　平成28年９月30日）　平成28年11月21日関東財務局長に提出
事業年度　第95期第３四半期（自　平成28年10月１日　至　平成28年12月31日）　平成29年２月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度　第96期第１四半期（自　平成29年４月１日　至　平成29年６月30日）　平成29年８月14日までに関東財務局長に提出予定

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年１月12日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を平成28年６月30日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年１月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。
また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（平成29年１月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社千葉興業銀行　本店
（千葉市美浜区幸町２丁目１番２号）
株式会社千葉興業銀行　東京支店
（東京都中央区日本橋堀留町２丁目３番３号　堀留中央ビル５階）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。